

新くろがね小屋あり方検討試行事業 業務委託仕様書

1 事業名称

新くろがね小屋あり方検討試行事業

2 事業目的

東北地方有数の登山者数を誇る安達太良山に所在するくろがね小屋について、令和10年度に建替工事完成予定であることから、営業再開までのくろがね小屋の顧客のつなぎ止め及び新規顧客の獲得に向けた取り組みを実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 事業内容

(1) 情報発信

くろがね小屋（建替工事）の様子等を撮影し、SNS等で定期的に発信すること。
なお、企画提案時には、情報発信媒体、発信回数について、具体的に提案すること。

(2) モニターツアーの実施

くろがね小屋及び安達太良山周辺の観光資源を活用したモニターツアーを2回以上実施すること。モニターツアー実施に当たっては、地域の観光関係事業者とモニターツアーのコンテンツを調整すること。モニターツアー参加者については、一般の方を含め、モニターツアー後はアンケートを実施すること。アンケート結果を踏まえ、地域の観光関係事業者とコンテンツのブラッシュアップを図り、ツアーの商品化を図ること。なお、企画提案時には、具体的なモニターツアーの内容、商品化の工程を具体的に提案すること。その他、顧客のつなぎ止め、新規顧客の獲得に効果的な企画について提案をすること。

(3) 施設状況の確認

通年（冬期閉山期間中も含む）、くろがね小屋に至る登山道、くろがね小屋周辺の状況を定期的に確認し、報告すること。

(4) 調査・検討

火山防災対策について、各地の山小屋等への現地ヒアリング等を踏まえ、火山防災時の運用方法を調査し、営業再開後のくろがね小屋における火山防災対策について地元自治体と検討すること。

5 成果品

- (1) 提出期限：令和9年3月12日（金）
- (2) 提出部数：事業報告書（紙媒体3部、電子媒体1部）

6 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（様式第1）
 - ・統括責任者通知書（様式第2）
 - ・事業計画書及び実施工程表
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届（様式第3）
 - ・成果品
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、令和 年 月 日に着手しましたので
届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
新くろがね小屋あり方検討試行事業
- 2 委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

----- (以下、押印省略とした場合は必ず記載すること) -----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担 当 者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
新くろがね小屋あり方検討試行事業
- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

完了届

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、届け
出ます。

記

- 1 委託業務の名称
新くろがね小屋あり方検討試行事業
- 2 委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者

実績報告書

令和 年 月 日付けで受託した業務の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務の名称
新くろがね小屋あり方検討試行事業
- 2 実施内容

----- (以下、押印省略とした場合は必ず記載すること) -----

本件責任者 (団体名・部署名) :
(役職・氏名) :
担 当 者 (団体名・部署名) :
(役職・氏名) :
(連 絡 先) :

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者

「新くろがね小屋あり方検討試行事業」委託料請求書

令和 年 月 日付けで締結した標記受託業務について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額（支払残額）	円
確定金額	円
受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担 当 者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。